

SHINPOU



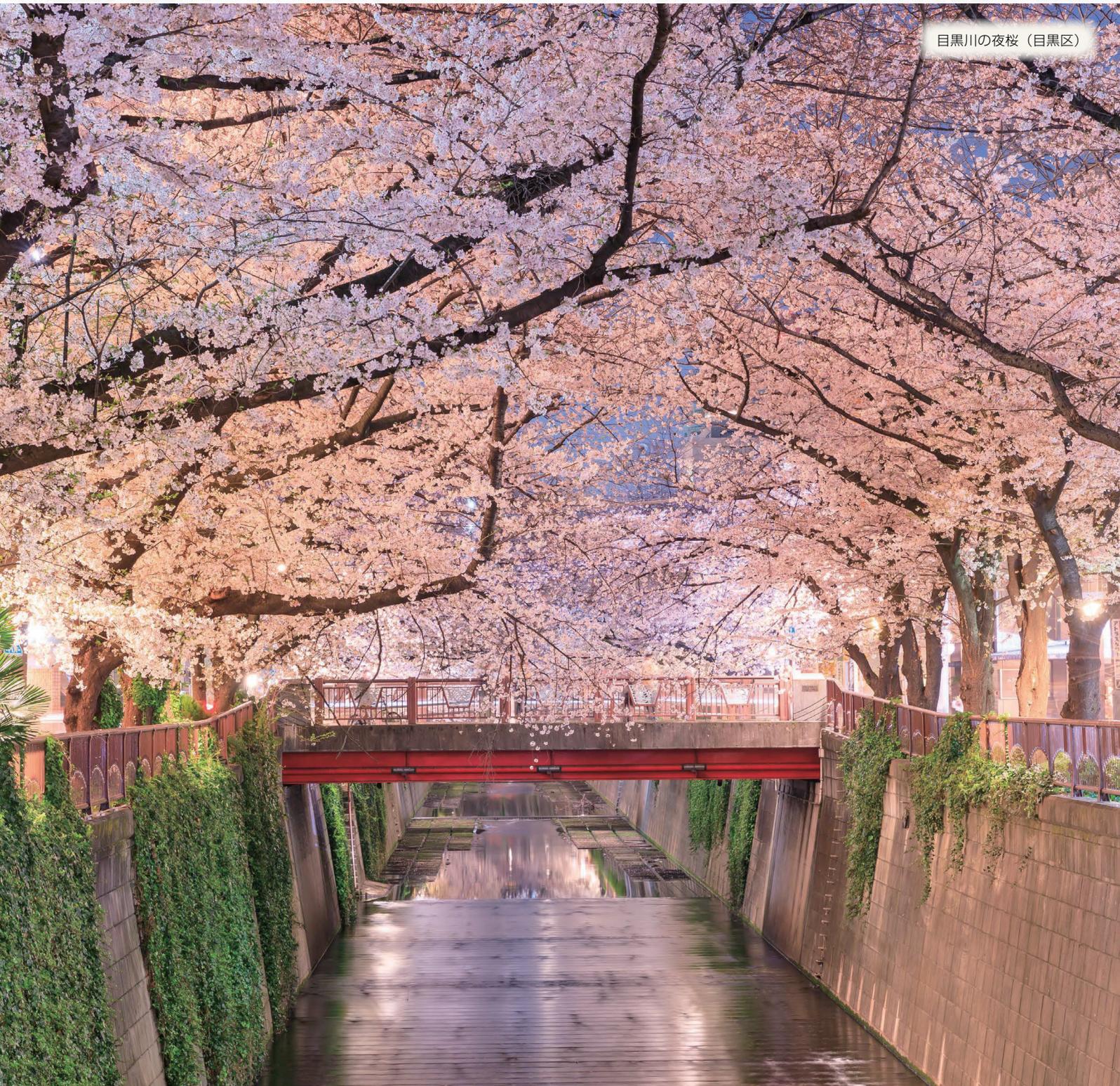
社会保険新報

2026.3

No.904



目黒川の夜桜（目黒区）



INDEX

- 協会けんぽ東京支部 協会けんぽ東京支部の保険料率／インセンティブ制度（P2）
令和8年度の健診案内／「コミュニケーションロゴ」「タグライン」導入（P3）
- 日本年金機構 退職後に加入する年金制度（P4） 60歳以上の定年後再雇用／70歳以上の高齢任意加入（P5）
- 実務に役立つ！ 雇用保険の基本手当【失業保険】（P6） ■ 時事解説 子ども・子育て支援金（P7）
- 東京社会保険協会 観劇会 Annie（アニー）／イベント スウェーデン絵画／健康づくり ティップネス（P8）

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

令和8年3月分（4月納付分）からの 協会けんぽ東京支部の保険料率をお知らせします

協会けんぽ東京支部の保険料率をお知らせします。健康保険料率・介護保険料率ともに、令和8年3月分（4月納付分）から次のとおり変更となります。

	令和8年2月分 (3月納付分) まで	令和8年3月分 (4月納付分)	令和8年4月分 (5月納付分) から
 健康保険料率	9.91%	▶ 9.85%	
 介護保険料率	1.59%	▶ 1.62%	
 子ども・子育て 支援金率	—		0.23%

- 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
- 子ども・子育て支援金は、令和8年4月分（5月納付分）から徴収されます。
- 支給日が令和8年3月1日以降の賞与は、変更後の保険料率が適用されます。
- 協会けんぽ東京支部の令和8年3月分（4月納付分）からの保険料額表は、こちらをご覧ください。→



インセンティブ制度をご存じですか？

5つの評価指標により47都道府県支部をランク付けし、**上位15位まで**に該当した支部については、順位に応じて健康保険料率を引き下げる制度です。事業主・加入者の皆様の取り組みが保険料率に反映されます。東京支部の順位は26位（令和6年度実績）でした。

詳細はこちら



事業主の皆様におかれましては、積極的な健診の受診や保健指導の利用等を通じて自ら健康づくりに取り組んでいただくよう、従業員の方々にお声かけをお願いします。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶ このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111) まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

会社のご担当者様へ

令和8年度の健診案内をお送りします

令和8年4月より令和8年度健康診断が始まります。
協会けんぽから順次ご案内をお送りしますので、ご確認ください。

対象者	20歳・25歳・30歳の被保険者 35歳～74歳の被保険者
送付時期	令和8年3月下旬
送付先	補助対象者が勤務する事業所



New **人間ドック健診**

自己負担額は健診機関で設定
協会けんぽ補助額上限：25,000円

節目健診（右記）の検査項目

+

眼圧・血液の詳しい検査等+オプション項目
※オプション項目：前立腺がん、乳腺エコーあり

生活習慣病予防健診

一般健診 自己負担上限額：5,500円
節目健診 自己負担上限額：8,280円

節目健診 一般健診に加え、40歳～70歳で5歳ごとの節目にあたる方が対象
腹部超音波、眼底検査などを加えたより詳細な健診

一般健診 定期健康診断項目も含め、**がん検診（肺、胃、大腸）も実施**



令和8年度から**人間ドック健診の補助**^{*1}、**40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診の補助**が始まります！また、**20歳・25歳・30歳の被保険者**^{*2}も**生活習慣病予防健診**が受けられるようになります。協会けんぽの補助を使ってぜひ健診を受診してください！！

詳細はこちら



※1…人間ドックの補助は、35歳以上の被保険者のみにになります。
※2…20歳・25歳・30歳の被保険者向けの生活習慣病予防健診は、胃・大腸がん検診は含まれておりません。また、自己負担上限額は2,500円になります。

「コミュニケーションロゴ」「タグライン」導入のお知らせ

協会けんぽは、加入者・事業主とのコミュニケーションを一層深めていくうえでの新たな「接点」として、「コミュニケーションロゴ」および「タグライン」を制作し、令和8年1月13日より順次使用を開始しました。ロゴマークについては、政府管掌健康保険から民間の保険者として協会けんぽが設立される際に公募が実施され、全国健康保険協会設立委員と外部有識者からなる選考会議における選考を経て、全国健康保険協会設立委員会で決定されたものであり、今後も全国健康保険協会管掌健康保険のシンボルとして、引き続き使用します。

「ロゴマーク」



「コミュニケーションロゴ」および「タグライン」



協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111) まで



どれを選択する!? ➔ 退職後に加入する年金制度

厚生年金保険の適用事業所に勤務していた方が退職したときは、加入していた**厚生年金保険の被保険者の資格を喪失**します。退職後は、**再就職**、**自営業者**または**無職**、**配偶者の扶養**等、状況に応じて加入する年金制度が異なります。厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、引き続き70歳まで厚生年金保険に加入しますが、それ以外の20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入手続きが必要です。なお、その方に扶養されていた60歳未満の配偶者についても、国民年金の加入手続きが必要となります。

退職後に加入する年金制度は、次のとおりです。パソコンやスマートフォンで閲覧されている方は、

参照 に記載の項目をクリックすると、届出書や提出先等の詳しい内容が確認できます。

退職後は…



再就職



自営業者、無職、
またはそれらの配偶者
(20歳以上)



厚生年金保険の加入者
の被扶養配偶者
(20歳以上)



年齢	70歳未満	70歳以上	20歳以上60歳未満	20歳以上60歳未満
加入する年金制度	厚生年金保険	—	国民年金 [第1号被保険者]	国民年金 [第3号被保険者]
参照	健保・厚年の加入	従業員を採用したとき ^(※)	国民年金の加入 国民年金保険料 失業等による特例免除	国民年金の加入 第3号の保険料

受給資格期間が不足している (60歳以上70歳未満)、**満額の老齢基礎年金を受給できない** (60歳~64歳) 場合は、国民年金への任意加入が可能 (一定の条件あり) です。 **参照** [任意加入制度](#)

(※) 70歳以上の方は年金への加入義務はありませんが、厚生年金保険の資格基準を満たさない場合、高齢任意加入の手続き (5ページ参照) ができます。

詳細は



日本年金機構

Japan Pension Service



就職・転職・退職

検索

に掲載しています。



60歳以上で定年退職した従業員を継続して再雇用するとき

60歳以上で定年退職した従業員を継続して再雇用するときは、事業主が該当する従業員の厚生年金保険の**被保険者資格喪失届**および**被保険者資格取得届**を同時に年金事務所へ提出することにより、再雇用された月から再雇用後の給与に応じた標準報酬月額を決定します。

提出の際は、添付書類として、①就業規則や退職辞令の写し（退職日が確認できるもの）と②雇用契約書等の写し（継続再雇用が確認できるもの）の両方または③継続再雇用に関する事業主の証明書（退職日と再雇用した日が記載されているもの）が必要となります。

なお、退職後に1日の間もなく再雇用する従業員の資格取得届を提出する場合、事業主（事務担当者）は該当する従業員が資格取得日において60歳以上であることを確認（60歳以上でない場合は、月額変更届の扱い）のうえ、届出されるようお願いします。



詳細は **日本年金機構** **定年再雇用** **検索** に掲載しています。

70歳以上の方が厚生年金保険に加入するとき【高齢任意加入】

会社に勤務していても70歳になると厚生年金保険の加入資格を喪失しますが、老齢年金を受給できる加入期間を満たしておらず、70歳を過ぎても会社に勤務する場合は、**老齢年金の受給資格（受給できる加入期間）を満たすまで任意で厚生年金保険に加入**することができます。これを**高齢任意加入**といいます。高齢任意加入の手続きおよび高齢任意加入期間中の厚生年金保険料の納付については、以下のとおりです。

	適用事業所	適用事業所以外の事業所
手続き	<p>高齢任意加入被保険者資格取得申出書を被保険者（従業員）本人が提出</p>	<p>高齢任意加入被保険者資格取得申請書を被保険者（従業員）本人が提出</p> <p>ただし、次の①②の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ①厚生年金保険の被保険者となることについて、事業主の同意を得ていること ②厚生年金保険の加入について、厚生労働大臣が認可すること
厚生年金保険料	<p>事業主の同意が得られる場合、一般保険料と同様、事業主と本人との折半となり、納付義務者は事業主となります。事業主が高齢任意加入の被保険者にかかる保険料を滞納した場合は、一般保険料と同様、滞納処分の対象となります。</p> <p>事業主の同意が得られない場合は、全額を本人が負担することとなり、納付義務者は本人となります。その場合、本人が督促指定期限までに保険料を納付しないと資格を喪失します。</p>	<p>適用事業所の被保険者と同様、事業主と本人との折半となり、納付義務者は事業主となります。事業主が高齢任意加入の被保険者にかかる保険料を滞納した場合は、滞納処分の対象となります。</p>

詳細は **日本年金機構** **70歳以上 高齢任意加入** **検索** に掲載しています。



雇用保険の基本手当【失業給付】

社会保険労務士 長江 育美 (ドリームサポート社会保険労務士法人)

雇用保険の給付というと、一般的には失業中に受け取る「基本手当（失業給付）」のことを思い浮かべる方が多いのではないのでしょうか。離職が増えるこの時期、従業員からの問い合わせに備えて押さえておきたいポイントをご紹介します。

基本手当受給の要件

基本手当の受給資格を持つのは、次の要件を満たす65歳未満の失業者です。

原則	離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上であること
例外	離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上であること

例外とは、倒産・解雇等、または、雇止め・正当な理由のある自己都合（心身の障害、家庭の事情の急変等）で離職したケースを指します。



実際に基本手当が支給されるかは、ハローワークで求職の申し込みを行った際に指定される4週間ごとの「失業認定日」において、直前の28日間に求職活動実績が原則2回以上あるかどうかで判断されます。これを「失業の認定」といいます。失業の認定を受けるためには、いつでも就職できる能力（健康状態・環境等）が必要なため、傷病により休職していた方が離職後も引き続き療養に専念している場合は、基本手当の対象とはなりません。

【法改正】給付制限期間の短縮

令和7年4月1日以降に正当な理由がなく自己都合退職をした場合の給付制限期間が、原則1か月になりました。令和2年に給付制限期間が3か月から2か月に短縮されたことが記憶に新しいですが、再び法改正が行われ、1か月に短縮されました。条件に当てはまる方は、求職の申し込みを行った日から7日間の待期間に加えて、さらに1か月間、基本手当の支給が遅れることとなります。



【法改正】マイナポータルでの離職票受け取り

令和7年1月から、本人の希望によってマイナポータルで離職票を受け取るサービスが始まっています。利用するには、右の2つの条件が必要です。

本人用の離職票は直接マイナポータルへ交付され、事業所には届きません。これまで公文書に含まれていたはずの本人用の離職票だけ見当たらないという場合は、本人がマイナポータルで連携設定を行っている可能性があります。

- 1 離職者本人がマイナポータル上で「雇用保険WEBサービス」との連携設定を行うこと
- 2 連携設定がされている状態で、事業所から電子申請で資格喪失手続きを行うこと

「実務に役立つ！」は、会員向け広報誌『協会だより』でも掲載しています

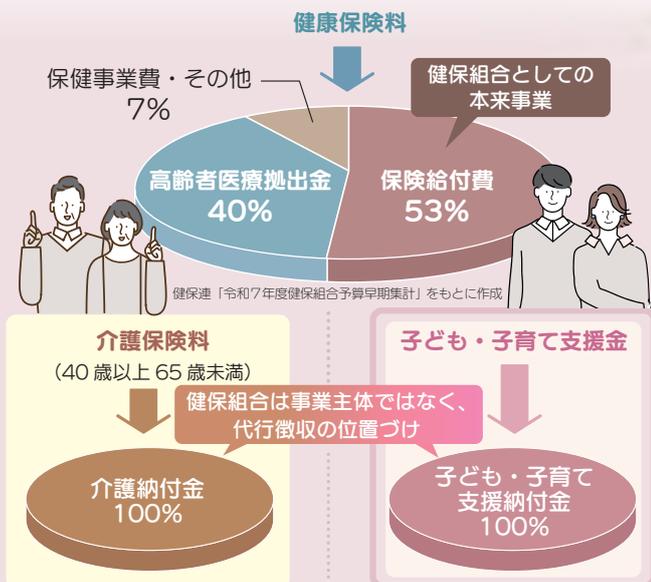
会員向け広報誌『協会だより』4月号 (No.64) は4月中旬 (予定) にお届けします！

「実務に役立つ！」をはじめ、時事解説、2026年度の予算と事業計画、講習会・WEBセミナー、観劇会やバスツアーなどの会員特典のほか、大型連休におすすめしたい大阪ウォーキング等、盛りだくさんの内容で作成中です。お楽しみに！



3つ目の保険料、はじまる 子ども・子育て支援金

社会全体で子ども・子育て世帯を支援するため、令和8年4月分保険料（5月給与控除分）から、子ども・子育て支援金の徴収がはじまります。健康保険料、介護保険料（40歳以上65歳未満）に加え、子ども・子育て支援金を負担することになります。



3年間で段階的に構築する 少子化対策のための特定財源

子ども・子育て支援金は、社会連帯の理念を基盤として、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯のしくみです。令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築される少子化対策のための特定財源で、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度など、法律で定められた子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てられます。

子ども・子育て支援金の徴収は、国からの要請で健保組合も担うことになりました。ただし、介護保険と同様、健保組合は事業主体でないため「子ども勘定」が創設され、徴収した子ども・子育て支援金はそのまま国へ納めることとなります。

被用者保険には一律の保険料率が設定される

被保険者と事業主は、令和8年4月分保険料から、健康保険料、介護保険料（40歳以上65歳未満）に加え、子ども・子育て支援金を負担することになります。その支援金率は、国から被用者保険（健保組合、協会けんぽ、共済組合）一律で示され、原則として被保険者と事業主で折半負担します（任意継続被保険者は事業主分も負担します）。令和8年度の支援金率は0.23%（被保険者負担分0.115%、事業主負担分0.115%）となります。

また、子ども・子育て支援金は、健康保険料、介護保険料と同様、賞与からも徴収されます。



子ども・子育て支援金は以下の事業に充てられます

総額 3.6兆円規模のこども未来戦略「加速化プラン」のうち、1兆円程度（令和10年度以降）が子ども・子育て支援金で確保されます。

児童手当の抜本的な拡充

令和6年10月から、所得制限を撤廃、高校生年代まで延長、第3子以降は3万円に増額

こども誰でも通園制度

令和8年4月から、月一定時間までの枠内で、時間単位等で柔軟に通園が可能なくみを作成

育児時短就業給付

令和7年4月から、2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の最大10%を支給

妊婦のための支援給付

令和7年4月から、妊娠申請時5万円、出産届出後1人につき5万円の経済支援

出生後休業支援給付

令和7年4月から、子の出生後の一定期間に男女で育休を取得した場合に、育児休業給付とあわせて最大28日間手取り10割相当となるよう給付を創設

国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置

令和8年10月から、自営業やフリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料を免除

観劇会 (キョードー東京)

丸美屋食品ミュージカル
Annie (アニー)



日程 **4月25日(土)～5月11日(月)**
 会場 新国立劇場 中劇場 (渋谷区)
 料金 **優待料金**
 販売 **3月22日(日) まで**

キョードー東京にアクセスし、東社協ホームページに記載のID / パスワードを入力してください。

会員特典 ▶ 観劇・コンサートのご優待

イベント (サンライズプロモーション)

東京都美術館
開館100周年記念

スウェーデン絵画
北欧の光、日常のかがやき



会期 **4月12日(日) まで**
 会場 東京都美術館 (台東区)
 料金 **優待料金**



SRPにアクセスし、東社協ホームページに記載のID / パスワードを入力してください。

会員特典 ▶ 観劇・コンサートのご優待



健康づくり

フィットネスクラブ【ティップネス】



法人月会費制会員

お得な月会費で、何回でもご利用できます。
会員価格から 最大1,100円割引

法人都度利用会員

ご利用のときだけ料金を支払います。利用時間に制限がないため、サービスをゆっくりと満喫できます。

会員価格 1回1,650円(税込)

※いずれのプランも、関東の店舗に限ります。



3月だけの特別割引!
法人都度利用料が 1,100円(税込)

会員特典 ▶ フィットネスクラブの利用割引

新規入会を随時受付中!

ホームページ **会員特典 ▶ 入会のご案内** からお申し込みください。

【お問い合わせ】 会員事業課 jigyo@tosyakyoo.or.jp 03 (5292) 3596